

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)の体系図及び改正化審法の体系図

資料1

現行の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系図

<法目的>

難分解性の化学物質による環境汚染を防止するため、必要な規制を行うこと

新規化学物質		
年間製造・輸入総量 政令で定める数量超	年間製造・輸入総量 政令で定める数量以下 で被害のおそれがない <1t以下>	取扱い方法等からみて環境汚染のおそれがない場合として政令で定める場合 (中間物、閉鎖系、輸出専用品)

既存化学物質

既存化学物質の安全性点検

分解性、蓄積性、人への長期毒性・
動植物への毒性に関する事前審査

- ・難分解性あり
- ・高蓄積性なし
- ・政令で定める数量以下で被害のおそれがない

事前の確認

事前の確認

製造・輸入可

報告徴収・立入検査

- ・難分解性あり
- ・高蓄積性あり

第一種監視化学物質

- ・製造・輸入実績数量等の届出
- ・指導・助言等

有害性調査指示
(必要な場合)

- ・難分解性あり
- ・高蓄積性あり
- ・人への長期毒性又は高次捕食動物への毒性あり

第一種特定化学物質

- ・製造・輸入の許可制(事実上禁止)
- ・特定の用途以外での使用の禁止
- ・政令指定製品の輸入禁止等

- ・難分解性あり
- ・高蓄積性なし
- ・人への長期毒性の疑いあり

第二種監視化学物質

- ・製造・輸入実績数量等の届出
- ・指導・助言等

有害性調査指示
(必要な場合)

- ・難分解性あり
- ・高蓄積性なし
- ・人への長期毒性あり
- ・被害のおそれが認められる環境残留

第二種特定化学物質

- ・製造・輸入予定/実績数量等の届出
- ・必要に応じて、製造・輸入予定数量等の変更命令
- ・技術上の指針公表・勧告
- ・表示義務・勧告等

- ・難分解性あり
- ・高蓄積性なし
- ・動植物への毒性あり

第三種監視化学物質

- ・製造・輸入実績数量等の届出
- ・指導・助言等

有害性調査指示
(必要な場合)

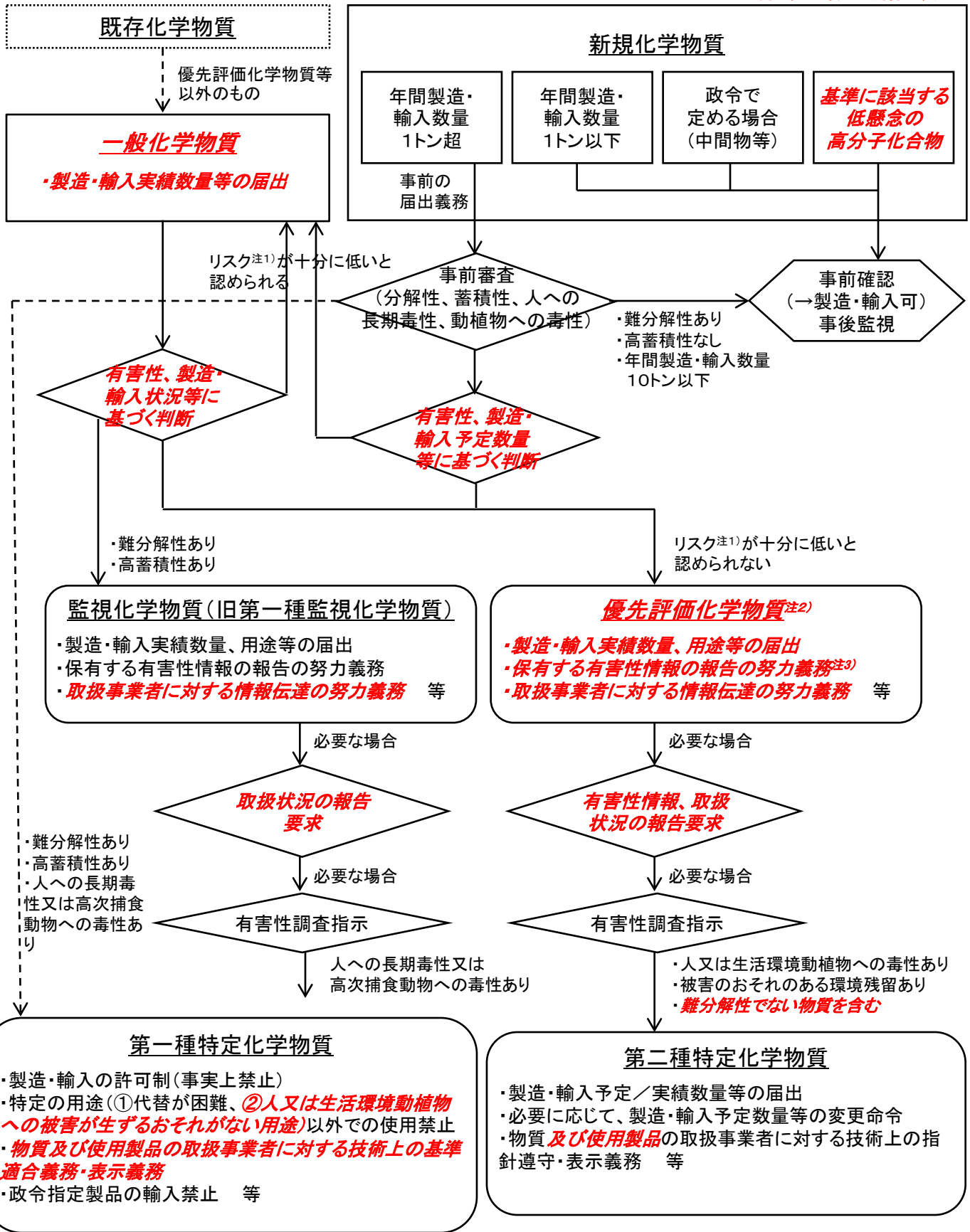
- ・難分解性あり
- ・高蓄積性なし
- ・生活環境動植物への毒性あり
- ・被害のおそれが認められる環境残留

(注)上記のいずれの要件にも該当しない場合には規制なし

○製造・輸入事業者が自ら取り扱う化学物質に関し把握した有害性情報の報告

改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系図

※今回改正部分は斜体で表示



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。

注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。

注3) 第二種特定化学物質にも適用される。

注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)

注5) 必要に応じて、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)